

日調連総発第13号
令和6年4月4日

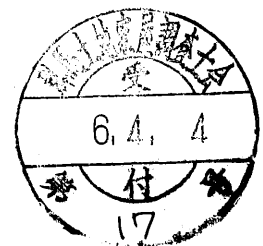
群馬土地家屋調査士会長 殿
長野県土地家屋調査士会長 殿
新潟県土地家屋調査士会長 殿
石川県土地家屋調査士会長 殿
富山県土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和6年能登半島地震に伴う新潟市における筆界の考え方について（お知らせとお願い）

標記について、新潟県土地家屋調査士会から別添のとおり情報提供がありましたので、この旨お知らせします。

なお、登記手続及び登記所備付地図作成事業において令和6年能登半島地震により生じた疑義や問題点等について、貴会から管区地方法務局への連絡や情報交換を行った際には、当連合会まで情報提供いただきますようお願いいたします。



新調発 第204号
令和6年3月29日

日本土地家屋調査士会連合会
会長 岡田潤一郎様

新潟県土地家屋調査士会
会長 金子



新潟地方法務局文書「令和6年能登半島地震に伴う新潟市における筆界の考え方について」につきまして

新潟地方法務局より「令和6年能登半島地震に伴う新潟市における筆界の考え方について」が提示されましたので送付いたします。

なお、今回の令和6年能登半島地震により被災した新潟市と上越市の所有者から公費解体の申し入れがある建物について、法務局の職権にて滅失登記する要請を両市から受けており、現在検討中である旨、法務局より伝達がありましたので、あわせてご報告いたします。

記

新潟地方法務局令和6年3月13日付け事務連絡

「令和6年能登半島地震に伴う新潟市における筆界の考え方について」

以上





機密性2 完全性1 可用性1

事務連絡

令和6年3月13日

新潟県土地家屋調査士会会長 殿

新潟地方法務局首席登記官

(不動産登記担当)

令和6年能登半島地震に伴う新潟市における筆界の考え方について法務行政につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地震により土地の水平地殻変動が生じた際の基本的な考え方については、「兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて（平成7年3月29日付け法務省民三第2589号民事局長回答）」により、

- ① 地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う。
- ② 局所的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う。

ものとされています。

これまでの大規模地震において、地表面が地殻の変動により移動したか否かは、基本的に、基本基準点の測量成果に記録された経緯度や標高の値が大きく変化したとして、国土地理院が該当する基準点成果の公表を停止した地区に該当するか否かにより判断がされています。

新潟市西区等の液状化による被害があった地域は、基本基準点の測量成果が停止されていない地区であり、前述の判断基準から①には該当せず、地表面が地殻変動により移動した地区に該当するとは言えない（土地の筆界が移動したとは言えない）ということになります。

その上で、液状化により土地の変状が生じている場合には、地殻変動による水平移動とは別に、地盤の砂質や水分の状況など土地の性質に基づき局所的に発生する事象であることから、②に該当することとなり、現地復元性を有する

数値地図又は地積測量図の備付けがある土地については、各筆に記録された筆界点の座標値が示す位置と現地の筆界点を示す標識の位置が異なる場合の筆界点の位置は、各筆に記録された筆界点の座標値が示す位置となります。

そのため、復旧作業において現地の地形を元の地形へと単に復旧させるのではなく、元の地形と異なる地形へと変える場合には、地積更正・地図訂正ではなく、分筆や合筆といった登記が必要となります。